

医療法人決算届閲覧Q&A

※ご不明な点は、横浜市医療局医療安全課(045-671-2414)にお問合せください。

No	質問	回答	備考
1	医療法人の決算届では、どのような書類を見ることができますか。	事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、関係事業者との取引の状況に関する報告書(該当がある場合)、監事監査報告書、公認会計士等の監査報告書(医療法第51条第2項に該当する医療法人の場合)を見ることが可能です。	医療法人制度のご質問は医療安全課(045-671-2414)にお問合せください。
2	1以外に資料はありますか。	ありません。	
3	どの医療法人の決算届でも見ることができますか。	横浜市所管医療法人で、過去3年間に届出があったものだけ見ることができます。	横浜市所管医療法人とは、横浜市内にのみ病院、診療所(医療機関)等を開設している医療法人のことです。
4	横浜市所管でない場合は、どこに問合せすればよいですか。	横浜市医療局医療安全課(045-671-2414)又は神奈川県健康医療局医療課(電話番号 045-210-4869)へお問合せください。 なお、お問合せいただいても、所管が分からないこともありますので、あらかじめご了承ください。	医療法人の主たる事務所、開設する医療機関等の所在地によって、所管が決まります。 医療法人の定款等や法人登記簿で確認し、ご自身でお調べください。 参考までに、神奈川県内に主たる事務所を置く医療法人の所管は次のように決められています。 1 横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市の各市にのみ医療機関等を開設する医療法人は、各市所管です。 * 川崎市医事・薬事課(電話番号 044-200-2494) * 相模原市地域保健課(電話番号 042-769-8343) * 横須賀市健康づくり課(電話番号 046-824-7501) 2 上記1以外で、神奈川県内に主たる事務所を置く医療法人は、神奈川県所管です。 * 神奈川県健康医療局医療課 (電話番号 045-210-4869)
5	過去の決算届を見ることができますか。	市民情報センターでは過去3年間に届出られたもの(平成19年4月以降に開始された会計年度に係るものに限る)のみ見ることができます。 これより前のものは、ありません。	概ね3会計年度分を見ることができます。

No	質問	回答	備考
6	電子申請では何を請求できますか。	令和4年3月31日以降の日を決算日とする医療法人から提出された決算届です。 定款又は寄附行為は電子申請による閲覧はできません。	
7	市民情報センターと電子申請で閲覧の対象が何故異なるのですか。	改正省令により令和4年3月31日以降の日を決算日とする医療法人から提出された決算届はインターネットの利用等により閲覧に供することとなりました。 改正前の決算届に関しましては従来通りの市民情報センターのみでの取り扱いとしております。	【参考】令和4年3月31日に医療法施行規則の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第58号)
8	電子申請にて請求後いつ見ることができますか。	電子申請後1週間程度でメールにて送付いたします。	申請が集中する時期には1週間以上お時間を頂戴する場合もございます。予めご了承ください。
9	最新の決算届はいつ見ることができますか。	概ね決算終了後6か月以内に見ることができます。 医療法人により会計年度が異なるため、見ることができる時期もこれに応じて異なります。 また、書類に不備があった等、補正を要することがあるため、決算終了後から見ることができるまでの期間は目安です。 未提出のため見ることができないこともあります。	医療法人の決算届の法定提出期限は決算終了後3月以内です。 医療法人は、会計年度を定款等で任意の1年間と定めることができます。このため、会計年度により、決算届の提出時期が異なり、これに応じて見ることができる時期も異なります。
10	すでに配架されている決算届のDVDの内容に関する問合せはできますか。	電話でのお答えはできかねます。お手数ですが、ご自身で配架データをご確認ください。	
11	見たい医療法人のデータが見つかりません。	神奈川県等所管の医療法人であるか、未提出又は提出はあったが書類に不備があり補正中の医療法人等です。詳しくは医療安全課(電話045-671-2414)にお問合せください。	
12	閲覧データの更新頻度を知りたい。	毎月1回、10日にデータを更新します。なお、10日が休日の時は、翌開庁日に更新します。10日を過ぎて更新されない場合は医療安全課(電話045-671-2414)にお問合せください。	閲覧開始後に訂正が行われたときは、随時の差替えを行います。

No	質問	回答	備考
13	DVDに入っているデータはいつ時点のものですか。	DVD表紙の年月日の概ね3か月前までに収受したものです。	配架月の2か月前までに届出内容確認が終了した決算届のデータが入っています。届出内容確認の都合上、収受日ではなく確認終了時点で整理し、毎月データを追加しています。 補正により確認が遅れれば、当該届出のデータの追加もこれに応じて遅れます。
14	すでに配架されているデータを開示請求できますか。	すでに配架されているデータは開示請求ができませんので、ご自身で閲覧又は画面印刷をしていただくようお願いいたします。	
15	医療法人に関して決算届のほかに見ることができる書類はありますか。	医療法人の定款又は寄附行為を見ることができます。医療安全課(電話045-671-2414)へ電話で連絡をお願いします。閲覧場所は医療安全課です。	医療安全課の場所は、〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10(市庁舎21階)です。
16	医療法人の定款又は寄附行為を見ることができますか。	見ることができます。医療安全課(電話045-671-2414)へ電話で連絡をお願いします。閲覧場所は医療安全課です。	医療安全課の場所は、〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10(市庁舎21階)です。